

大学の現状と未来を考える  
特別講演会

平成 21 年 9 月 2 日(水)  
日本赤十字秋田看護大学  
日本赤十字秋田短期大学  
(252・253 講義室)

開会あいさつ 日本赤十字秋田看護大学 日本赤十字秋田短期大学  
研究センター長 高橋 美岐子

講演 1 講師 福島 一 政 氏  
日本福祉大学事業顧問 愛知東邦大学理事  
演題 「私立大学の管理・運営、経営状況の現状と今後の課題」

休 憩 (10 分間)

講演 2 講師 小 出 秀 文 氏  
日本私立大学協会事務局長  
演題 「評価時代をむかえた日本の私立大学の諸課題」

学長あいさつ 日本赤十字秋田看護大学 日本赤十字秋田短期大学  
学長 森 美 智 子

閉会

司会進行  
日本赤十字秋田看護大学  
日本赤十字秋田短期大学  
事務局長 高橋 正 行

# 大学の現状と未来を考える 特別講演会

— レジюме 資料集 —

平成21年9月2日  
日本赤十字秋田看護大学  
日本赤十字秋田短期大学

2009.9.2  
日本赤十字秋田看護大学  
日本赤十字秋田短期大学  
特別講演会

# 私立大学の管理・運営、 経営状況の現状と今後の課題

福島一政  
(学校法人日本福祉大学 学園事業顧問)  
(学校法人東邦学園 理事)

## 私立大学の管理・運営、 経営状況の現状と今後の課題

佐島 一 政  
\*私立赤十字看護大学 学長兼副学長  
\*私立赤十字医療大学 学長

1

## お話の内容

1. 大学のおかれている現状
2. 大学が社会から求められていること
3. 大学経営の時代
4. 戦略的大学経営とは一選択と集中
5. 大学経営の中心は何か
6. プロフェッショナルな大学職員に求められるもの
7. SDの目的
8. SDの方向性
9. プロフェッショナルな職員像
10. おわりに

2

## 1. 大学のおかれている現状

1. 「大衆化」  
大学・短大進学率56.2% (2009年度) 専門学校含むと77.6% (同)
2. 少子化  
合計特殊出生率1.37(2008年) 人口維持に必要なのは2.08
3. 格差拡大  
入学定員割れが私立大学の46.5%、私立短大の69.1%(2009年度)
4. 経営人材不足  
国公私立大学とも経営の専門人材養成が急務
5. 公財政支出の不足  
国内総生産(GDP)比0.5% OECD加盟国中最低水準

3

## 2. 大学が社会から求められていること

1. 大衆化された大学の新たな教育システム開発  
低学力・志気不足な学生でも高等教育を受けたにふさわしい力を養育身につけることができるようにする。
2. 世界的なレベルでの高度な研究  
グローバル化が拡大する中で、世界的レベルでの研究の発展ができるようにする。
3. 多様な社会連携による新たな価値の創出  
大学同士、地域、官大、学・産・官・民、国際、などの連携で、それぞれの「強み」を活かして新しい価値創出ができるようにする。
4. 本格的な生涯学習事業の開発  
少子高齢化社会、格差拡大社会が急速に進展する中で、いつでもどこでも学びたい時に学べるプログラムを構築できるようにする。

4

## 3. 大学経営の時代

1. どんぶり勘定⇒管理会計or金庫番⇒羅針盤  
全体だけでなく、部門・専攻単位ごとの収益分析も行う。
2. 思いつき⇒戦略的プランニングor「経験知」⇒「戦略的思考」  
大学のミッションやビジョンを常に頭において、その実現をターゲットユーザーオフェンスなどを図り、SWOT分析なども行い、外部・外部のSWOT分析とシナジー分析などに活用する。
3. 損益び⇒選択と集中  
各大学と同一ことをするのではなく、当該大学の強弱に基づいた選択と集中による専攻展開を行う。
4. 閉鎖体質⇒戦略的情報公開  
教職員・学生・社会も含め、大学の目指すべき方向とその進捗状況を積極的に開示し、社会的な発信を得られるようにする。
5. 意味不明⇒見える化  
経営も大学のミッションを裏支えるだけで見えない(人に理解を求めるとは別話、地位・固執・固執)から経営に参入できるようにする。

5

## 4. 戦略的大学経営とは一選択と集中

- ・大学のミッション、ビジョンの明確化  
「大学の精神」の現代的活用  
5年後の「こうありたい」という大学の姿
- ・大学の内部・外部の現状・環境分析(SWOTなど)  
内部環境—強み(Strength)、弱み(Weakness)  
外部環境—機会(Opportunities)、脅威(Threats)
- ・大学経営に必要な、領域ごとの高みを持った目標設定(中・長期計画など)  
初年次教育、教養教育、キャリア教育、研究、財政、環境整備等々  
SODA(Strategic Options Development and Analysis Method)アプローチによる成果体系図など
- ・それらの全学的議論と共有
- ・責任の所在が明確な業務執行体制の確立
- ・評価  
以上によるPDCAサイクル

6

## 5. 大学経営の中心は何か

私学の収入の7~8割前後は学費収入

(医学系の大学を除く)

⇒ 経営の中心は教育

(収益が最も多いところに経営資源を集中するのは経営の常道)

⇒ そのためには

職員の育成が急務

- 経営管理としては財務や人事、総務、企画が中心だが、大学経営の真諦は教育にあることが意外と意識化されていない。

## 6. プロフェッショナルな大学職員に求められるもの

職員業務の発展

- ・財務—金庫番から簿計監へ
- ・教育—学籍管理や成績管理などから教育マネジメントと学習支援へ
- ・評価—定性的評価だけでなく、評価指標を用いた定量的評価に基づく改善・改革業務へ など

新たな職員業務の開発

- ・フィールドワーク・コーディネーター
- ・インストラクショナルデザイナー
- ・研究コーディネーター・マネージャー
- ・学生支援ソーシャルワーカー
- ・インスティテューショナル・リサーチャー など

## 7. SDの目的

- ・ 大学に対する複雑多岐にわたる社会的な期待に応えていくためには、大学経営や運営で、職員の能力向上が必須。
- ・ その目的実現のためには、職員の組織的・自律的能力開発とともに職員への権限委譲が不可欠。  
⇒ 対等な教職協働の条件

\*「代表なくして選挙なし」—アメリカ独立戦争時のスローガンの一つ  
⇒「権限なくして協働なし」!

## 8. SDの方向性

SDの目的は大学経営人材の育成

- 1) 法人や大学の様々な決意機関への構員の正式構成員も、法人や大学の役員や役職への登用など職員への「権限委譲」の大胆な拡大が必須要件。  
⇒ 教員と職員がクルマの両輪と云うなら、その突進をつくる
- 2) 職員集団が自律的・組織的に成長を促す取組にする。
- 3) 職員個々人は、自らビジョンと戦略を描くことができるプロフェッショナルな存在になるよう目指す。

## 9. プロフェッショナルな職員像

1. コミュニケーション能力が高い  
組織や部門の壁を越えた連携、インフォーマルな関係、リスペクトの関係を構築しにつくり出す。
2. 戦略的プランニングの手法を持つ  
ミッション・ビジョン実現のために、現状分析、環境分析、マーケティングなどの体系的な技能がある。
3. 政策を実践できるマネジメント能力がある  
企画案を実行に実行する力がある。コスト感覚、プレゼン能力、粘りできる力量、自己研鑽などがあること。
4. 新たな価値創造ができる  
視野が広く、相対化できる複数の視座があること。
5. 複数の業務領域での知見がある  
経営・企画・企画・教育・運営・企画学習などの異なる領域と知見があること。
6. 教職員・学生から信頼される人格と大学リテラシーを兼ね備えた教養が豊かな  
多岐にわたる能力や関心を持つだけでなく、大学らしい価値を持つ。
7. 使命感と勇気  
困難が来れば、強い信念があっても果敢と改革・改善に取り掛かる覚悟があること。

## 10. おわりに

大事にしていきたいこと

- ・ 戦略的思考
- ・ 人は(学生も、教員も職員も、専任も非専任も)目の前のことだけで評価しないこと(人は様々な能力や生き方の背景を持っている。それを引き出したり考慮できるようになること)
- ・ 学生を信頼しきること
- ・ 自分自身や自大学を相対化できる場に身をおくこと
- ・ 職員への大胆な権限委譲をすること
- ・ 「教学無き経営は罪悪。経営無き教学は幻想」と心得ること

## 評価時代をむかえた日本の私立大学の諸課題

平成 21 年 9 月 2 日  
 (日本赤十字秋田看護大学)  
 日本私立大学協会  
 小出 秀文

## ○ はじめに

- ① 21 世紀初頭という時代状況～
- ② 戦後の私学振興の経過 (概要)
  - ・官尊民卑の弊害打破 (私学の地位向上一国大・私大間の格差是正)
  - ・高等教育の普及拡大と高度化・質的充実の追及
  - ・私大共通課題の解決と公正な競争環境の実現—道未だ半ば—
- ③ 高等教育政策の大転換 (新たなパラダイムシフト) が必要～

## 1. 私立学校は理想の教育機関 “学校教育の標準型は私立学校?!”

- 私立学校は、一般には制度面から国立・官立・公立等の学校に先立って発生したもので、その出現は自然発生的であり、国民や民族の発生的エネルギーの端的な発露であったわけである。… (略)… 私立学校は、最も素朴に純粋に愛情をもって端的に人の教育を人間形成を志向して他意のないところの、いわば夾雑物のない純粋な愛情をもった教育の誓いである。(原田實博士「近代日本の私学序論」)
  - ⇒ 芸亭 (ウンテイ、公開図書館の先駆)、弘文院 (和氣氏)、勸学院 (藤原氏)
  - ⇒ 綜芸種智院 (天長 5 年、828 年)、オックスフォード大 (1169 年)、ケンブリッジ大 (1209 年)
  - ⇒ 寺子屋 藩校 (明親館 etc)
  - ⇒ 戦後の私立学校の設置母体は「学校法人」：公教育への民間参入のための世界に誇る制度

## 2. 建学の精神 (ミッション) “教育理念の具現・今日の見直しが課題”

- ～私学は教育：建学の精神に基づく人間形成教育を志向～
- ～私学は激動の時代に生まれる → 新時代の開拓者・常に時代の先達～
- ～私学の隆盛は平和と自由、民主社会のパロメーター～
- ～大学としての歴史は浅いが私学としての歴史は古い～
- ～理想の教育の実現にはたえず財政の確立が課題～
- ・順天堂大学…蘭方医学塾和田塾 (天保 9 年/1838) … “仁”・良医の育成
- ・学習院大学…学習院 (弘化 4 年/1847) … 公家対象の教育機関スタート
- ・慶應義塾大学…慶應義塾 (安政 5 年/1858) … 実学 (学問のすすめ)、独立自尊
- ・立教大学…立教学校 (明治 7 年/1874) … キリスト教精神
- ・平安女学院大学…平安女学院 (明治 8 年/1875) … 知性を広げ、望みを高くし、感受を豊かにし、そして神を知らせる
- ・二松学舎大学…漢学塾「二松学舎」 (明治 10 年/1877) … 己ヲ修メ人ヲ修メ一世ニ有用ナル人物ヲ養フ
- ・法政大学…東京法学社 (明治 13 年/1880)、東京仏学校 (明治 19 年/1886)
  - ⇒ 和仏法律学校… 自由と進歩 (仏蘭西法学)
- ・明治大学…明治法律学校 (明治 14 年/1881) … 権利自由、独立自治
- ・東京理科大学…東京物理学校 (明治 14 年/1881) … 理学の普及
- ・早稲田大学…東京専門学校 (明治 15 年/1882) … 学問の独立、進取の精神
- ・日本大学…日本法律学校 (明治 22 年/1889) … 日本法学振起

### 3. 高等教育機関の現状 “私立大学の振興なくして国の発展なし” “新たな潮流”

今日、私立大学は大学数及び学生数においてわが国高等教育の約75%を担当するに至り、大学進学者は4人のうち3人までが私立大学に入学しなければならない。また、学問分野別にみても、私立大学における人材養成は、人文科学(87%)、社会科学(88%)、工学(62%)、農学(53%)、医学(39%)、薬学(89%)、歯学(74%)、芸術学(90%)、家政学(94%)等(平成21年度学校基本調査より)のすべてにわたっており、わが国の今後の発展は私立大学の充実いかんによって決定される。

#### ・大学の状況

(平成20年度) 国立86校、公立90校、私立589校 計765校 2,836,127人

(平成21年度) 国立86校、公立92校、私立595校 計773校 2,845,965人

#### ・短期大学の状況

(平成20年度) 国立2校、公立29校、私立386校 計417校 172,726人

(平成21年度) 国立2校、公立26校、私立378校 計406校 160,977人

#### ・高専教育の状況

(平成20年度) 国立55校、公立6校、私立3校 計64校 59,446人

(平成21年度) 国立55校、公立6校、私立3校 計64校 59,386人

### 4. 高等教育の展開状況と背景的課題 “時代は、大学の役割は、特に私大は”

#### 1 > 我が国高等教育の特質と規模等の推移

⇒私学依存、設置形態上の課題、多様な(分野・所在)私学のダイナミズム、厳然たる公財政格差

⇒公正なる高等教育への公財政支出・環境の創造

～国際レベル(OECD)、国内レベル(設置者負担主義・受益者負担主義問題)～

#### 2 > 少子化の進行と大学の新設ラッシュ

⇒合計特殊出生率「1.26ショック/17年度」

大学設置「604大学/1998」から「765大学/2008」へ

⇒需給の不均衡、多様な時代的・社会的要請、大競争時代 →高等教育の再編 →秩序ある・公正な自由競争・棲み分け(繋ぎ・連携機能) →新たな高等教育グランドデザインの構築へ

#### 3 > 入学志願者・進学率・合格率等の動向

⇒エリート養成からユニバーサル段階へ

(進学率は大学50.2% 短期大学6.0% 高専0.9%(21年度)、学生の気質・学力の多様化)

(大学中退者の増加ーリテンション活動)

⇒教育の質保証という要請

#### 4 > 高齢社会の到来と本格的な生涯学習時代の到来(社会人入試・シニア入試)

⇒団塊の世代対応(橋頭堡としての社会人入試・シニア入試)

⇒「一生涯に一度だけの大学進学」から「一生涯に何度でもの大学活用」へ

⇒シニア世代の学び支援 真の生涯学習型大学への橋頭堡

#### 5 > 大学と地域社会の新たな関係構築“地域共創”

～地域に根ざし、地域とともに、地域を拓く～

#### 6 > 高等教育行政の変化(大転換)

・規制緩和→規制改革へ ・事前規制→事後チェック ・法省令の改変⇒大学評価時代の到来

・FD義務化 ・サーティフィケート(履修証明制度) ・大学・学部・学科の目標設定

・新展開の兆し「共同学部・共同大学院」構想、設置基準など

#### 7 > 国公立大学の法人化(国立大学:15.5.1/100→21.5.1/86 公立大学:76→92)

⇒国大・公大改革の終着駅か一里塚か

#### 8 > 特区株式会社立大学のスタート、構造改革(規制改革、情報公開と説明責任を原理として)

(20.8現在:大学3 大学院大学3)

⇒功罪の検証が必要

- 9> WTO教育サービスの自由化圧力強化、グローバルゼーション  
⇒学校教育法施行規則の一部改正
- 10> 専門学校の台頭 専修学校（専門課程）進学率 20.4%/2009 ⇒多様な専修学校・各種学校  
⇒職業教育・キャリア教育重視の公教育再編の動き

#### （私立大学経営上の内的課題）

- 1> 定員未充足⇒学費収入の減少 “財政は経営組織体の最重要課題の一つ”  
・定員未充足 大学 39.7% 短大 62.2%（19年度）/大学 47.1% 短大 67.2%（20年度）  
大学 46.5% 短大 69.1%（21年度）  
（私学事業団「私立大学・短期大学入学志願動向：平成21年7月」）  
・帰属収入で消費支出を賄えない学校法人数（私学事業団：平成17年度）⇒増加基調  
大学法人 138/504（27.4%） 短大法人 51/147（34.8%） 合計 189/651（29.0%）  
\*総数は、集計法人数。帰属収入とは、学生生徒等納付金、寄附金、補助金その他の学校法人の負債とならない収入であり、消費支出とは、人件費、教育研究経費、管理経費など学校法人の経常費支出である。
- 2> 人件費の拡大
- 3> 公的諸制度の掛金・会費等の経営圧迫
- 4> 施設設備の老朽化・耐震補強の必要（私学施設は公共財、私立学校法第30条第3項）
- 5> 私学精神（建学の精神・理念、自立性、創意工夫、経営意識）の覚醒の必要
- 6> 経営活性化ツールの活用  
・文科省「学校法人経営の充実・強化等に関する調査報告書」  
・本協会「財政安定化に関する調査報告書」  
・本協会「私立大学経営チェックリスト」  
・私学事業団「学校法人の経営改善方策に関するアンケート報告」
- 7> 学校法人活性化・再生研究会「私立学校の経営革新と経営困難・破綻への対応（最終報告）：  
平成19年8月1日公表」
- 8> 私学事業団「大学経営強化の事例集：平成19年3月」

## 5. 当面する重要課題

### （共通的背景）

1. 教育基本法の改正（18.12.15成立、18.12.22公布）
2. 教育振興基本計画（閣議決定：20.7.1）
3. 教育再生会議（安部内閣）⇒教育再生懇談会（20.2.26：閣議決定、福田内閣）：第4次報告（21.5.28）
4. 規制改革会議  
規制改革推進のための第1次答申—規制改革の集中改革プログラム（19.5.30）  
規制改革推進3ヶ年計画（19.6.22：閣議決定）/規制改革推進のための第2次答申（19.12.25）
5. 安心社会実現会議報告「安心と活力の日本へ」（内閣府：21.6.15）
6. 経済財政諮問会議 経済財政改革の基本方針2009～安心・活力・責任～（閣議決定：21.6.23）
7. 教育安心社会の実現に関する懇談会報告～教育費の在り方を考える～（文部科学省：21.7.3）
8. 日本私立大学団体連合会報告書「私立大学における教育の質向上～わが国を支える多様な人材育成のために～」（21.7.22）
9. 衆議院総選挙（衆議院解散7/21 告示8/18 投開票8/30）



## 1 > 私学関係政府予算要求と学校法人税制改正を巡る動向と課題

1. 平成21年度私立大学関係政府予算
2. 平成21年度補正予算（経済危機対策 15兆4,000億円）
3. 平成22年度政府予算・学校法人税制改正要望について  
～周辺情勢（百年に一度の経済不況、歳出歳入一体改革：実質崩壊、シーリング）、特色等：  
私学助成／国・公・私立共通予算／科研費等競争資金／財源の多様化（琵琶湖のごとく）～
4. 文科省概算要求（8月末に財務省宛提出）対策  
21.7.22 塩谷文相ほかにも要望

### ○税制改正要望（積み残しの課題と消費税対策）（21.7.22）

- ・教育費の所得控除制度の創設・扶養控除の見直しによる家庭の教育費負担軽減・社会人学生の教育費にかかる所得控除制度の創設・教育費の相続税及び贈与税にかかる税額控除制度の創設・個人からの寄付金にかかる所得控除限度額の拡大（所得の40%→50%）・所得控除限度額の繰越控除制度の創設・控除除外額（適用下限額）の撤廃及び所得控除手続の大幅な改善・寄附金控除対象となる寄附金の拡大・消費税に対する優遇措置

### ○私立大学の政府予算要望の骨子（21.7.22）

- ・「骨太方針2006」による私学助成「▲1%」の方針撤廃
- ・高等教育に対する公的投資を国際水準（GDP比1%）へ拡充
- ・国立大学と私立大学に対する公財政支出の根本的な格差是正
- ・私立大学と国公立大学との連携・再編

## 2 > 中央教育審議会等の審議動向と対策等（大学政策関連）

### 1) 我が国の高等教育の将来像（答申：17.1.28）

- 高等教育の危機は社会の危機 → 社会との双方向の関係重視
- 「計画の策定と各種規制」時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へ  
〔今後の国の役割〕①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、②制度的枠組みの設定・修正③質の保証システムの整備、④高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、⑤財政支援
- 多様な機能と個性・特色の明確化 → 緩やかな機能分化  
〔各大学の自主的選択〕①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）
- 質保証は国の基本的責務 → 事前事後の評価の適切な役割分担と協同の確保
- 国際的通用性のある大学・大学院教育の質の向上
- 高等教育への支援の拡充（きめ細やかな多元的なファンディング・システムの確立）
- 早急に取り組むべき重点施策 → 12の提言
  - ①高等教育の量的変化の動向についての関連施策  
（一人材養成に関する社会のニーズへの対応 ー各高等教育機関の経営の改善）
  - ②高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策  
（入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化 ー留学生交流の促進・充実）
  - ③高等教育の質の保証についての関連施策  
（大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化）
  - ④各高等教育機関の在り方についての関連施策  
（教養教育や専門教育等の総合的な充実 ー大学院教育の実質化 ー世界トップクラスの大学院の形成 ー助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化）
  - ⑤高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策  
（高等教育への支援の拡充 ー多元的で決め細やかなファンディング・システムの構築 ー学生支援の充実・体系化）

2) 教育振興基本計画 (答申：平成 20 年 4 月 18 日、閣議決定：平成 20 年 7 月 1 日)

- ・教育基本法改正 (平成 18 年 12 月) を受けて「計画」を立案 → 20.9 新たな部会設置
- ・時代変化と私立学校の位置付け
- ・教育振興基本計画への期待 > 法改正への全私学のスタンス
- ・計画の構成等

①我が国の教育をめぐる現状と課題

②今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿－高等教育関係－

◎社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

- 高等学校や大学等における教育の質を保証する
- 「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

③今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 特に重点的取組事項－高等教育関係－

- 大学等の教育力の強化と質保証
- 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進
- キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
- 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

④施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項－高等教育関係－

**基本的方向 1**：社会全体で教育の向上に取り組む

**基本的方向 3**：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

**基本的方向 4**：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

③私立学校の教育研究を振興する ◇私学助成その他の総合的な支援◇私立学校における教育研究の振興◇学校法人に対する経営支援

④教育機会の均衡を確保する ◇奨学金事業等の充実◇学生等に対するフェロシップ等の経済的支援の推進◇私学助成その他の私立学校に対する支援◇民間からの資金の受入れ促進等のための取組の推進

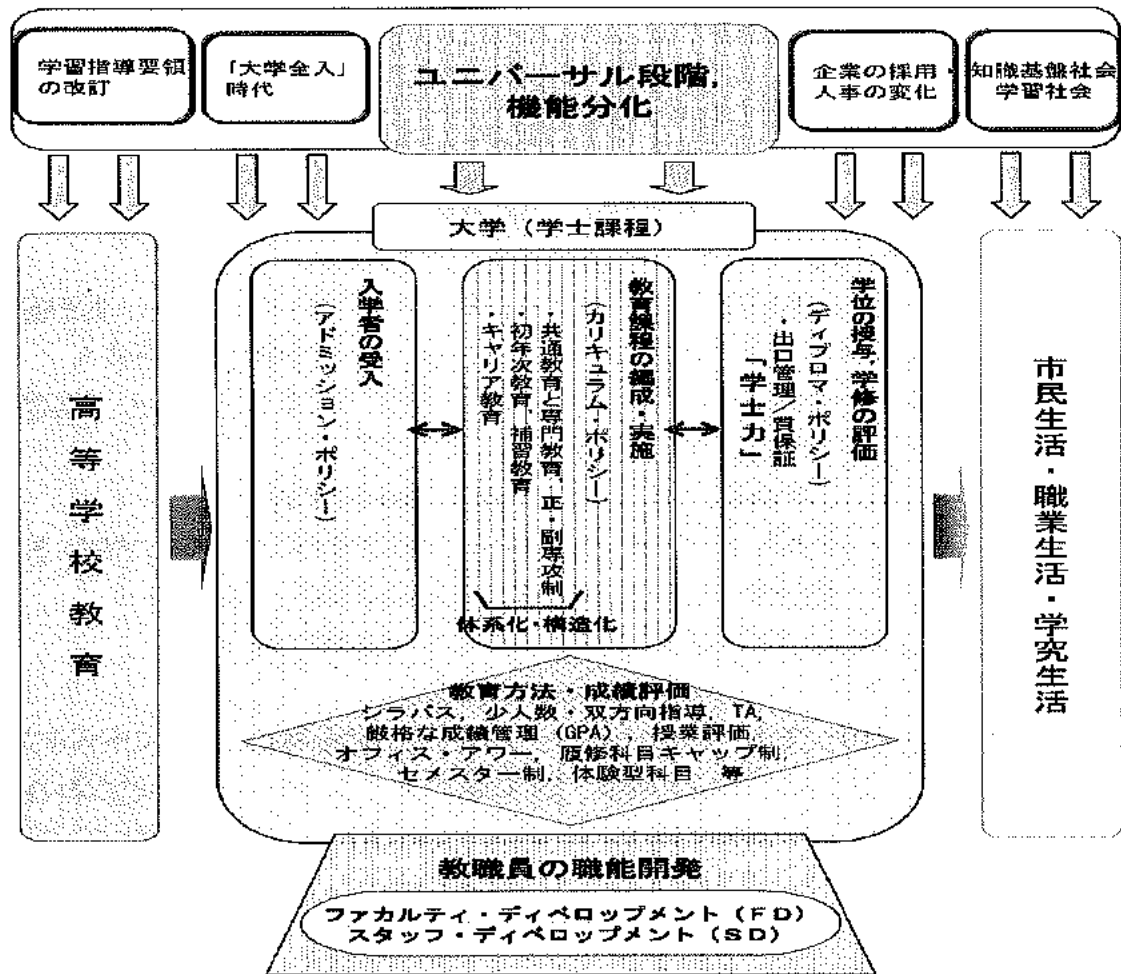
3) 学士課程教育の構築に向けて (審議のまとめ：20.3.25→答申：20.12.24)

- ・現状の学部段階に教育に強い危機感
- ・学生本位、学習成果重視の教育改革を提案
- ・大学の量的拡大を積極的に受け止める (多様な大学の存在こそが社会の発展へ寄与していくための基礎的な条件である) の見解/ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー/高大接続テスト提案

⇒私大団体連合会：質向上の共同作業部会発足 (私大団体連合会：第 1 回 20.8.19)

- ・名称 (質保証→質向上)、オール私立大学初の悉皆調査「学士課程教育の質向上に関するアンケート」を実施、研究報告書「私立大学における教育の質向上～わが国を支える多様な人材育成のために～」の公表 (21.7.22)

## 参考： 学 士 課 程 教 育 の 改 革



### 4) 中長期的な大学教育の在り方について (諮問：20.9.11)

#### 審議事項

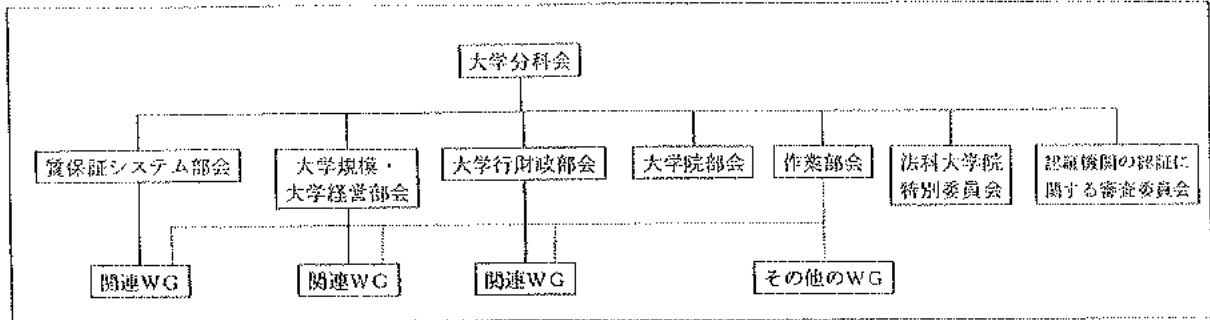
- (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について  
 具体的審議
  - ①社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育の在り方
  - ②多様なニーズに対応する大学教育を実現するための「学位プログラム」を中心とする大学制度及び教育の再構築
  - ③社会的要請の特に高い分野における人材養成
  - ④多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方
  - ⑤多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策
- (2) グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について  
 具体的審議
  - ①大学の国際競争力の向上のための方策
  - ②大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応
  - ③アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等
- (3) 人口減少期における我が国の大学の全体像について  
 具体的審議

- ①人口減少期における大学全体の健全な発展の在り方
- ②大学の機能分化の促進と大学間のネットワークの構築
- ③全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方

⇒第1次報告 (21. 6. 15)

⇒第2次報告 (21. 8. 26)

### 参考:第5期中教審大学分科会における部会等



#### 5) 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について (諮問: 20. 12. 24)

- (1) 体系的なキャリア教育の充実方策について
- (2) 職業教育の在り方について
  - ・高等学校における職業教育の在り方
  - ・高等教育段階における職業教育の在り方
  - ・社会人等の高度な職業教育ニーズに対応する仕組み等について

⇒審議経過報告 (21. 7. 30)

#### 6) 大学設置基準等の改正について (諮問: 20. 9. 25)

- ・共同教育課程の新設

### 3> 科学技術創造立国推進調査会と国際競争力調査会の動向

- ・第3期科学技術基本計画 (平成 18~22 年の5 ヵ年) : 政府投資規模約 2.5 兆円、人材育成、学施設・設備に初の言及)
- ・科学技術創造立国の実現に向けて (決議) (平成 20 年 6 月 5 日)
  - ⇒平成 21 年度補正予算
  - 世界最先端研究支援強化プログラム 2,700 億円、若手研究者海外派遣事業 300 億円

### 4> 留学生 30 万人計画

- ・中教審留学生特別委員会: 『留学生 30 万人計画』の骨子』ととりまとめの考え方に基づく具体的方策の検討 (とりまとめ: 平成 20 年 7 月 8 日)
- ・骨子の公表 (平成 20 年 7 月 29 日) …文部・外務・法務・厚労・経産・国交の 6 省合意
  - ①日本留学への誘い ~日本留学の動機づけとワンストップサービスの展開~
  - ②入試・入学・入国の入り口の改善 ~日本留学の円滑化~
  - ③大学等のグローバル化の推進 ~魅力ある大学づくり~
    - 留学生をひきつける魅力ある大学づくりとして、英語のみによって学位取得が可能となるなど大学等のグローバル化と大学等の受入れ体制の整備について支援を重点化して推進する。
    - <国際化の拠点となる大学を 30 選定し重点的育成>

④受入れ環境づくり ～安心して勉学に専念できる環境への取組～

⑤卒業・修了後の社会の受入れの推進 ～社会のグローバル化～

⇒平成21年度国際化拠点整備事業（グローバル30）：採択13大学

国立（7）：東北大学・筑波大学・東京大学・名古屋大学・京都大学・大阪大学・九州大学

私立（6）：慶應義塾大学・上智大学・明治大学・早稲田大学・同志社大学・立命館大学

## 5＞大学評価：認証評価（第三者評価問題）の現状と課題

○（財）大学基準協会、（独）大学評価・学位授与機構、（財）日本高等教育評価機構

～16.4.1 認証評価制度の義務化

～財団法人日本高等教育評価機構の会員制度（21.8.10現在：302大学）

～評価は手段、大学の質の向上が目標。日本型大学評価制度・評価文化の育成へ

～後発優位、日本高等教育評価機構

○財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価

～基本的性格；私大の特性配慮：ミッション・目標達成、コラボレート型、エンカレッジ～

～評価基準（11項目）：建学の精神、大学の基本理念及び使命・目的、教育研究組織、教育課程、学生、教員、職員、管理運営、財務、教育研究環境、社会連携、社会的責務～

⇒評価実施：平成17年度4大学（文化女子大学、金沢工業大学、熊本学園大学、神田外語大学）

平成18年度－16 19年度－38 20年度－58 21年度－71

⇒今後の評価予定：22年度－92

○公的な質保証システムとの関係～認証評価とは何か？ 大学人による評価文化の育成～

## 6＞その他の課題

○危機管理対策

感染症（新型インフルエンザ＝ブタインフルエンザ・はしか）、薬物（大麻等）乱用

○就職内定取消し問題

○奨学金返還問題

○学位記に係る金品授受問題、ディプロマミル問題

○授業料問題（？・返還・滞納）

○中退者対策

○個人情報保護法

○学校法人における資産運用

○リース会計処理変更に伴う経常費補助金の取扱い

○障害者雇用促進法の改正と除外率の引下げ

○学校法人の統廃合

○CO<sub>2</sub>温暖化対策：全私学連合傘下の私立学校におけるCO<sub>2</sub>排出量の2006年度と2007年度の比較＝対前年度費▲1.4% “環境対策は経営対策”

○私学共済関連課題（年金一元化法案衆議院解散により廃案（21.7.21）／政府管掌健康保険財源／メタボ検診・高齢者医療制度）

○公益法人改革

（公益法人制度改革関連3法施行：平成20年12月1日→移行申請：平成25年11月までに）

○教職員大学院、教員免許更新制問題

○倫理綱領（大学設置・学校法人審議会会長コメント、学校法人分科会会長コメント）

○むすびに

百花繚乱の私立大学が拓く新時代 ～高度化と多様な価値追求の同時実現

## 経営戦略型事務局への組織改革と活性化—アドミニストレーターの養成に向けた方策—

～日本私立大学協会事務局長相当者研修会の協議から（平成15年度、16年度抜粋）～

### (1) 事務局及び事務職員の役割の変化

- 「依存型」事務職員から「自律型」事務職員への転換
- 伝統や習慣にとられない柔軟性
- 大学の構成員⇒教員、事務職員、学生、理事（役員）、etc
- 教育・研究の後方支援から前方支援への業務領域の拡大
- 仕事の専門性の向上、高度専門職業人
- 「事務職」から「経営のプロフェッショナル」への転換

### (2) 事務組織の整備と活性化（M大学の取り組み）

- 専任事務職員と派遣職員の業務の棲み分け
- 外部委託の検討
- コア業務への経営資源（人材）の集中化
- BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）
- 組織のフラット化、権限の委譲
- 意思決定の迅速化
- 「事務局」から「経営本部」への改組
- 教学事務局と法人事務局の一本化
- 全学的な観点からの大学運営
- 学長のリーダーシップによる大学のビジョンの明確化
- 事務統合のコンセプト
- 事務組織の再構築（事務統合）
- 縦割り業務の見直し
- 横との連携を取りながらフレキシブルな対応、機能的な組織
- 「総合政策部」の設置
- 大学運営システムの再構築
- 「大学運営会議」の設置⇒大学と法人の意思疎通を図り、大学の進むべき方向性を議論
- 学長補佐体制の充実
- 学長選考制度の見直し
- 大学運営の意思決定の実行

### (3) 経営戦略型組織の構築を目指して（N大学の取り組み）

- 120人の専任職員（事業経営型）と160人の非専任職員層（事業管理型）のトータルマネジメント
- 人材の能力蓄積と組織の能力蓄積  
～業務（戦略・戦術管理）改革、能力開発改革、人事（評価・処遇）制度改革—三位一体改革
- 人材の育成：（事業の成功）は課題に直面しそれを解決する中で可能となる～仕事を通じて能力が開発され、蓄積される。

- 全学的な観点からの大学経営
- アドミニストレーターの養成と事務職員の資質向上が急務
- 「価値ある独自性」の創出
- 大学の目標が事務職員一人一人に浸透し、個々人がそれぞれの役割を認識していること
- 経営戦略が役割を導き、役割が成果を導く
- 自己点検評価の継続
- 組織の自己点検・評価
- 学内の運営実態の情報開示、情報発信
- 事務職員一人一人の「自己実現」
- 「常に思考する」組織風土

## 各大学の取組み

- ①理事会は学校法人のゴールを示す 米国…ミッション、ヴィジョン
- ②カリキュラム改革
- ③学生支援システム・研究支援システム
- ④教授法開発 (FDのめざすもの…大学・私学人としての意識改革、「FD・SD」から「U・D (University Development) 」)
- ⑤職員論の確立へ (SD、日本的アドミニストレーターの確立へ)
- ⑥リテンション活動～エンロールメントマネジメント  
—中退者の増加にいかにして対処するか—
- ⑦同窓会・校友会活動  
—卒業生の協力をいかに取り付けるか—
- ⑧地域貢献活動  
—地域に根ざし地域とともに世界を拓く気概—
- ⑨生涯学習、留学生施策 (戦略)
- ⑩改革の手段、アイデア (小道具) は出揃っている—時間 (2007年問題) との競争—  
FD・SD (⇒UD)、コアカリキュラム、セメスター制、GPA (Grade Point Average : 厳格なる成績評価)、シラバス、単位の上限認定 (関門制度)、厳格な成績評価、導入・一年次教育、キャリア教育、授業評価、単位互換、編入学、大学院への飛び入学、サテライト大学院、専門職大学院、高大連携、産学連携、地域貢献・連携 etc

[評価時代をむかえた日本の私立大学の諸課題 関連資料]

1. 私立学校の学校数・在学者数(平成 21 年度学校基本調査速報より).....	1
2. 高等教育の規模等の推移.....	2
3. 私立大学・短期大学の入学定員充足状況.....	3
4. 帰属収入で消費支出を賄えない学校法人の推移.....	4
5. 中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告.....	5
6. 中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告の概要(21.8.24 現在).....	8
7. 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について 諮問・審議経過報告の構成(特別部会: 21.7.15).....	9
8. 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告概要 (21.8.18) ..	12
9. 戦後の私立大学振興に係わる諸動向.....	14



# 私立学校の学校数・在学者数

<平成21年度学校基本調査速報より>

## 1. 学校数

\*学生募集停止の大学を含み、通信教育のみの大学を除く

区 分	国立 単位:校	公立 単位:校	私立(A) 単位:校	計(B) 単位:校	私立の割合 A/B
大 学	86	92	595	773	77.0%
大 学 院	85	81	447	613	72.9%
短 期 大 学	2	26	378	406	93.1%
高 等 専 門 学 校	55	6	3	64	4.7%
特 別 支 援 学 校	45	971	14	1,030	1.4%
中 等 教 育 学 校	4	25	13	42	31.0%
高 等 学 校	16	3,846	1,321	5,183	25.5%
中 学 校	75	10,044	745	10,864	6.9%
小 学 校	74	21,974	210	22,258	0.9%
幼 稚 園	49	5,206	8,260	13,515	61.1%
専 修 学 校	11	204	3,135	3,350	93.6%
各 種 学 校	—	10	1,508	1,518	99.3%

参考：学生募集停止の大学を除いた大学数（放送大学含む）【全国大学一覧より】

大 学	国立	公立	私立(A)	計(B)	私立の割合
大 学	86	69	589	744	79.2%
大 学 院	85	69	448	602	74.4%

\*株式会社立 大 学 3 (『ビジネススクール』大学、LEC東京リーガルマインド大学、サイバー大学)  
大学院大学 3 (『グローバル経営』大学院大学、日本教育大学院大学、ビジネスブレイクスルー大学院大学)

## 2. 在学者数

区 分	国立 単位:人	公立 単位:人	私立(A) 単位:人	計(B) 単位:人	私立の割合 A/B
大 学	621,788	136,914	2,087,263	2,845,965	73.3%
大 学 院	153,905	15,614	94,457	263,976	35.8%
短 期 大 学	3	9,973	151,001	160,977	93.8%
高 等 専 門 学 校	53,355	4,028	2,003	59,386	3.4%
特 別 支 援 学 校	3,070	113,155	810	117,035	0.7%
中 等 教 育 学 校	1,950	11,532	6,955	20,437	34.0%
高 等 学 校	8,815	2,340,549	997,848	3,347,212	29.8%
中 学 校	32,460	3,308,101	259,758	3,600,319	7.2%
小 学 校	45,507	6,939,922	78,177	7,063,606	1.1%
幼 稚 園	6,315	306,017	1,318,012	1,630,344	80.8%
専 修 学 校	679	26,845	597,270	624,794	95.6%
各 種 学 校	—	941	135,044	135,985	99.3%

\*通信教育のみの大学（放送大学、星環大学、八洲学園大学、サイバー大学、ビジネス・ブレイクスルー大学院大学、SBI大学院大学）は除く。

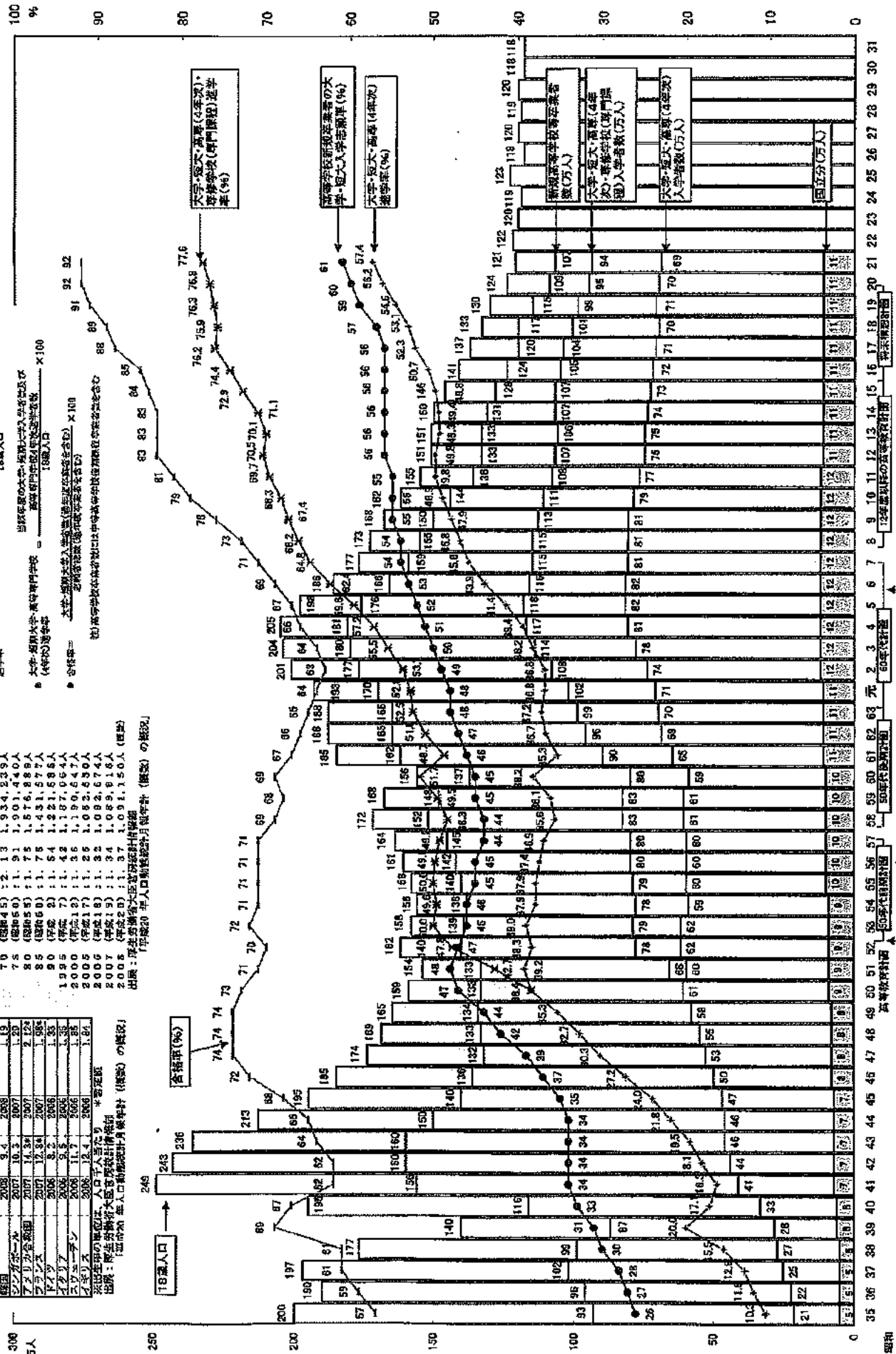
# 高等教育の規模等の推移

① 日本の人口：少子化の進行（合計特殊出生率の低下）、労働問題、医療・年金問題、日本の将来  
 ② 高等教育（大教）進学率の推移と総人口の減少（19歳人口と全世帯と世帯人数及び世帯数）

(単位) 主要国の出生率、合計特殊出生率の推移状況

国	出生率	合計特殊出生率
日本	2008 9.7	2008 1.9
韓国	2008 9.4	2008 1.9
シンガポール	2007 10.3	2007 2.12
アメリカ合衆国	2007 14.3	2007 1.96
フランス	2006 12.8	2006 1.92
ドイツ	2006 9.2	2006 1.86
イタリア	2006 9.2	2006 1.86
イギリス	2006 11.4	2006 1.87

合計特殊出生率の低下（=少子化）  
 人口維持に必要な出生率 2.08 まで回復できるか（出生率）  
 1.965 (2004年) 2.14 1.823 (2007年)  
 70 (2004年) 2.13 1.931 (2007年)  
 75 (2005年) 2.11 1.901 (2007年)  
 80 (2005年) 2.11 1.876 (2007年)  
 85 (2006年) 2.11 1.851 (2007年)  
 90 (2006年) 2.11 1.826 (2007年)  
 95 (2006年) 2.11 1.801 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.776 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.751 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.726 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.701 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.676 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.651 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.626 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.601 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.576 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.551 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.526 (2007年)  
 2007 (2006年) 2.11 1.501 (2007年)



① 18歳人口=3年前の中学校卒業生および中等教育学校初年度進級者  
 ② 進学率=進学人数/18歳人口 ×100  
 ③ 進学率=進学人数/18歳人口 ×100  
 ④ 進学率=進学人数/18歳人口 ×100  
 ⑤ 進学率=進学人数/18歳人口 ×100  
 ⑥ 進学率=進学人数/18歳人口 ×100  
 ⑦ 進学率=進学人数/18歳人口 ×100  
 ⑧ 進学率=進学人数/18歳人口 ×100  
 ⑨ 進学率=進学人数/18歳人口 ×100  
 ⑩ 進学率=進学人数/18歳人口 ×100

1950-1959 戦後復興期  
 1960-1969 高度経済成長期  
 1970-1979 石油ショック  
 1980-1989 石油ショックの長期化  
 1990-1999 バブル経済  
 2000-2009 バブル崩壊  
 2010-2019 リーマンショック  
 2020-2030 高齢化社会

18歳人口 (万人) 進学率 (%)

1950 249 71.1 1951 248 71.1 1952 247 71.1 1953 246 71.1 1954 245 71.1 1955 244 71.1 1956 243 71.1 1957 242 71.1 1958 241 71.1 1959 240 71.1

1960 236 71.1 1961 235 71.1 1962 234 71.1 1963 233 71.1 1964 232 71.1 1965 231 71.1 1966 230 71.1 1967 229 71.1 1968 228 71.1 1969 227 71.1

1970 224 71.1 1971 223 71.1 1972 222 71.1 1973 221 71.1 1974 220 71.1 1975 219 71.1 1976 218 71.1 1977 217 71.1 1978 216 71.1 1979 215 71.1

1980 213 71.1 1981 212 71.1 1982 211 71.1 1983 210 71.1 1984 209 71.1 1985 208 71.1 1986 207 71.1 1987 206 71.1 1988 205 71.1 1989 204 71.1

1990 204 71.1 1991 203 71.1 1992 202 71.1 1993 201 71.1 1994 200 71.1 1995 199 71.1 1996 198 71.1 1997 197 71.1 1998 196 71.1 1999 195 71.1

2000 194 71.1 2001 193 71.1 2002 192 71.1 2003 191 71.1 2004 190 71.1 2005 189 71.1 2006 188 71.1 2007 187 71.1 2008 186 71.1 2009 185 71.1

2010 184 71.1 2011 183 71.1 2012 182 71.1 2013 181 71.1 2014 180 71.1 2015 179 71.1 2016 178 71.1 2017 177 71.1 2018 176 71.1 2019 175 71.1

2020 174 71.1 2021 173 71.1 2022 172 71.1 2023 171 71.1 2024 170 71.1 2025 169 71.1 2026 168 71.1 2027 167 71.1 2028 166 71.1 2029 165 71.1 2030 164 71.1

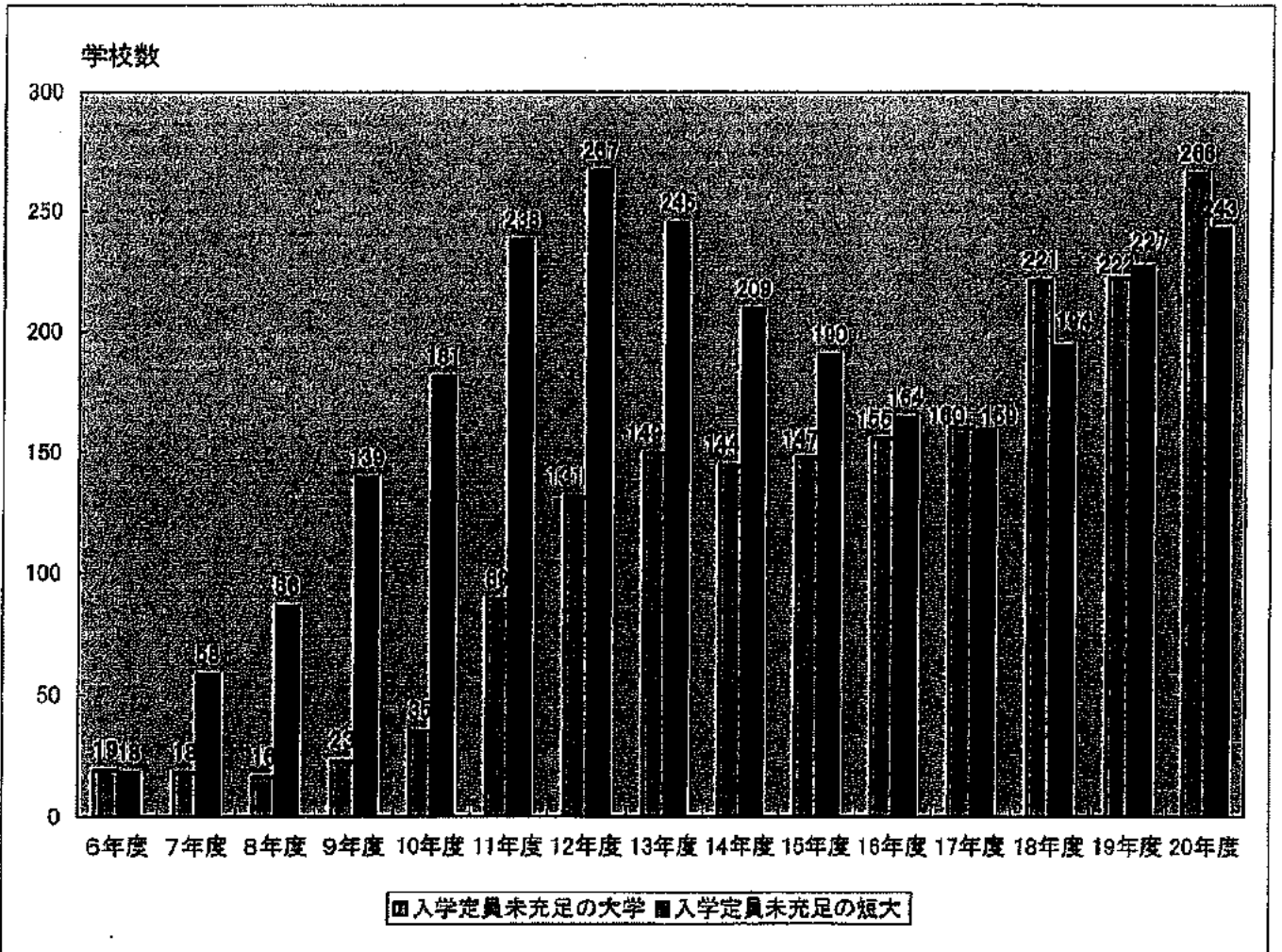
資料提供元: 文部科学省「教育統計」

## 私立大学・短期大学の入学定員充足状況

(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
大 学 数	401	410	419	426	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565
入学定員未充足の大学	19	18	16	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266
未充足割合	4.7%	4.4%	3.8%	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%
短 大 数	493	491	491	493	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360
入学定員未充足の短大	18	58	86	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	243
未充足割合	3.7%	11.8%	17.5%	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.5%

(注) 大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



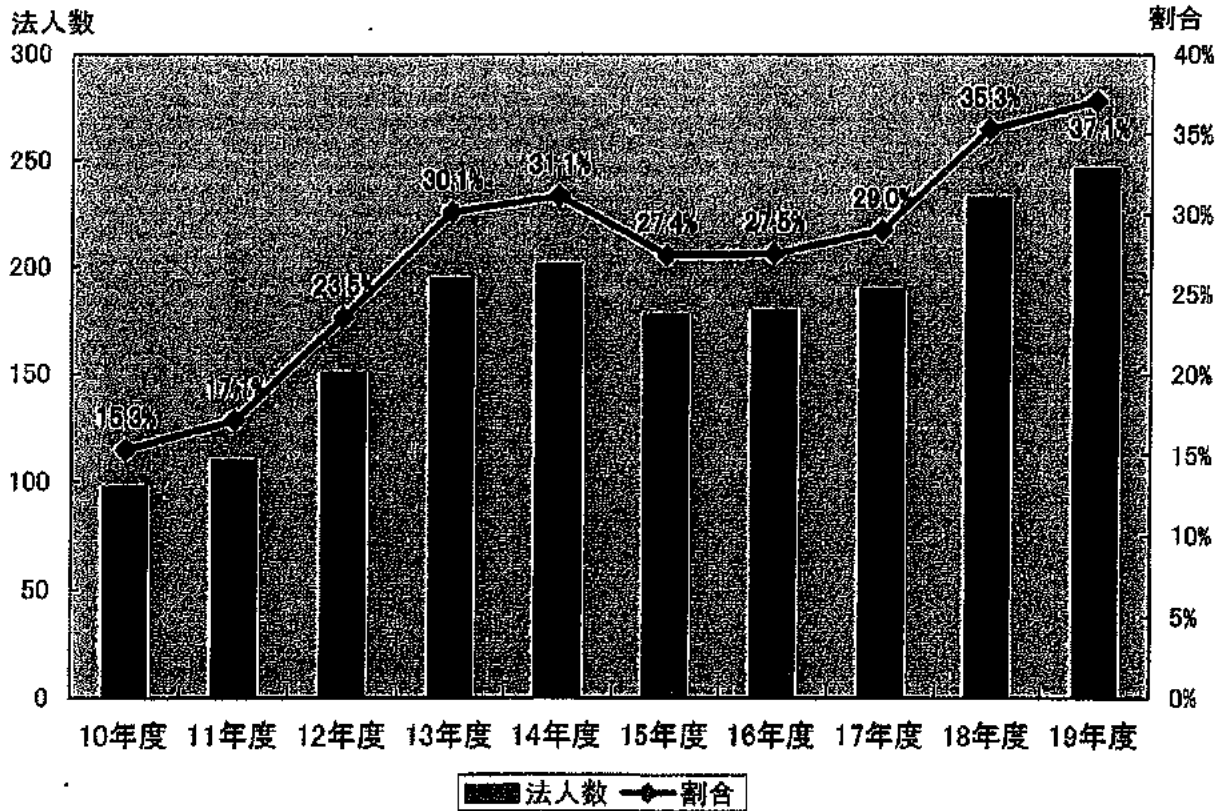
## 帰属収入で消費支出を賄えない学校法人の推移

(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

年度	大学法人			短大法人			合計		
	総数	帰属収入で消費支出を賄えない法人数	割合	総数	帰属収入で消費支出を賄えない法人数	割合	総数	帰属収入で消費支出を賄えない法人数	割合
10年度	409	31	7.6%	227	66	29.1%	636	97	15.3%
11年度	418	37	8.9%	219	72	32.9%	637	109	17.1%
12年度	435	69	15.9%	204	81	39.7%	639	150	23.5%
13年度	456	109	23.9%	189	85	45.0%	645	194	30.1%
14年度	469	122	26.0%	178	79	44.4%	647	201	31.1%
15年度	482	120	24.9%	164	57	34.8%	646	177	27.4%
16年度	495	123	24.8%	155	56	36.1%	650	179	27.5%
17年度	504	138	27.4%	147	51	34.7%	651	189	29.0%
18年度	516	167	32.4%	142	65	45.8%	658	232	35.3%
19年度	527	182	34.5%	136	64	47.1%	663	246	37.1%

(注) 大学法人数・短大法人数に、通信制課程のみを設置する法人、他省庁から経常的補助を受けている法人などは含まない。

(注) 帰属収入とは、学生生徒等納付金、寄附金、補助金その他の学校法人の負債とならない収入であり消費支出とは、人件費、教育研究経費、管理経費などの学校法人の経常的支出である。



中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告  
—大学教育の構造転換に向けて—

中央教育審議会 大学分科会  
平成21年6月15日

( 抜 粋 )

目次

はじめに—大学教育の構造転換の必要性—	1
第1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方	4
1 現状と課題	4
2 公的な質保証システムの検討	7
(1) 設置基準と設置認可審査における課題	7
(2) 設置基準と認証評価における課題	9
(3) 設置認可審査と認証評価における課題	10
3 学生支援・学習環境整備の検討	11
4 学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成	11
第2 グローバル化の進展の中での大学教育の在り方	13
1 現状と課題	13
2 大学の国際競争力向上のための方策	15
3 世界的規模での大学に関する評価活動への対応	16
第3 人口減少期における我が国の大学の全体像	18
1 現状と課題	18
2 大学全体に関わる事項	20
3 大学相互間の関係	22
(1) 機能別分化の促進	22
(2) 教育・学生支援分野における共同利用拠点の創設	22
4 各大学の取組	24
(1) 大学の適正規模の観点からの自主的な組織の見直しへの支援	24
(2) 大学の健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化	25
5 情報公開の促進	27

## 第1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方

### 2 公的な質保証システムの検討

#### (1) 設置基準と設置認可審査における課題

##### 検討課題 (例)

ア 平成15年の審査内規等の廃止により、定性的・抽象的な基準となっている部分について、具体化・明確化。

その際、設置基準が、設置認可審査における最低基準と、設置後の水準向上の2つの性格を持つことにかんがみ、設置認可審査時に適用すべき基準に関し、以下の検討。

(a) 設置基準に規定する内容をより具体的なものとし、設置認可審査における審査基準として活用しやすいよう整理、又は、

(b) 設置基準と別に、設置認可審査の作業における判断の拠り所とするための、より具体的な基準を整備。

イ 設置認可時の審査基準としての設置基準に規定すべき範囲。その際、定性的に規定している事項を審査基準として定量化する範囲。

ウ 設置認可審査は、書面審査が中心であり、その時点では十分には明らかでない事項の認可後の確認方法。

エ 大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールの実定化。

オ 上記の考え方に基づき、設置基準における以下の事項について、順次具体的に検討。

- ・ 教員要件の明確化 (大学設置基準第12条関係)
- ・ 施設・設備における定量的基準 (「3」に述べる学生支援や学習環境整備の観点を含む) (同第36・38条関係)
- ・ 研究環境の在り方 (同第40条の3関係)
- ・ 情報公開で公開すべき項目の具体化 (同第2条関係)
- ・ 独立大学院 (大学院大学) の基準の明確化 (大学院設置基準第23・24条関係)
- ・ 短期大学設置基準の見直し (専任教員数の算定の見直し)

カ また、以下の事項も、引き続き検討。

##### (設置基準に係る課題)

- ・ 事務組織、職員に関する規定の見直し
- ・ 通信教育設置基準の見直し
- ・ 学位に付記する専攻名等の在り方

##### (設置認可審査に係る課題)

- ・ 審査期間の適正化
- ・ 学際分野の審査体制の見直し

##### (届出制度に係る課題)

- ・ 学年進行中における届出制度の運用の在り方
- ・ 届出設置要件の見直し

#### (2) 設置基準と認証評価における課題

##### 検討課題 (例)

ア 認証評価機関と評価を受ける者が、大学評価基準を共通に理解して認証評価を行うため、設置基準との関係を踏まえた大学評価基準の趣旨や判断項目等の一層の具体化。

また、各認証評価機関が定める大学評価基準のうち、一定のものについて大きく異なることのないような共通化。

イ 認証評価の判定において、以下を明示することの是非。

(a) 設置基準上の要件を満たしているかどうか、

- (b) 認証評価機関として独自に設けた大学評価基準を満たしているかどうか。
- (c) 設置認可時の設置計画の内容どおりの内容が履行されているかどうか。
- ウ 認証評価の結果が不適合となった場合、その結果及び理由と設置基準等との関係の整理、また、その結果の取り扱い。
- エ 自己点検・評価と認証評価等の各種評価システムの在り方及び省力化。

### (3) 設置認可審査と認証評価における課題

#### 検討課題（例）

- ア 専門職大学院以外の大学における分野別評価の導入。ただし、分野別評価の実施に想定される実務量に留意。
- イ アフターケアが完成年度までであるのに対し、認証評価は7年以内に一度であり、この2つの接続と連携。
- ウ 法令違反状態の大学に対する是正措置として、設置審への諮問を経て、(a)改善勧告、(b)変更命令、(c)学部等の廃止命令、(d)学校閉鎖命令の段階的な措置が制度化されている（学校教育法第15条、第13条）が、アフターケア終了後に、大学における設置基準の適合性の確認方法。
- エ 現行の設置認可と認証評価の関係は、大学による自主的・自律的な質保証が行われることを前提としており、これを十分に機能させるための仕組み。
- オ 所定の期間内に、認証評価を受けない大学があった場合の対応。
- カ 専門職大学院における認証評価の特例措置（免除規定）の在り方

## 中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」概要

### 【第二次報告の位置づけ】

- 大学分科会は、平成20年9月の文部科学大臣の諮問を受けて審議。本年6月には、それまでの審議経過を「第一次報告」として整理。
- 今回、それ以降の大学分科会や各部会等での審議経過を「第二次報告」として整理。「第二次報告」は、(ア)第一次報告で提言した内容をさらに発展・充実、(イ)第一次報告で論点整理にとどまった内容を具体化、(ウ)今回、新たに課題を整理、を含む。

（その際の審議では、以下の2つを重視。

- ・ 歴史的経緯によって成り立っている現行の大学制度や施策を検証。
- ・ 欧米の大学の国際的動向も踏まえつつ、大学制度を国際的枠組みの中で検討。

### 【第二次報告の概要】

#### ①公的な質保証システムの再検討

- 「第一次報告」は、公的な質保証システム（設置基準、設置認可審査、認証評価）の改善の方向性を提示。「第二次報告」は、これらの歴史的経緯（事前規制型から、事前規制と事後確認の併用型への転換）を整理し、質保証システムの再検討が求められる背景を再確認。
- その他、質保証に関し以下を提言。
  - ・ 情報公開の促進等、大学内部での質保証の仕組みを整備。
  - ・ 学生支援・学習環境整備に係る質保証を検討（具体的な指針の明確化、職業指導（キャリアガイダンス）を大学教育に位置づけ）。
  - ・ グローバル化の進展の中での質保証を整備（我が国の大学制度の海外への情報発信、海外の大学とのダブル・ディグリー等の促進）。

#### ②大学院教育の充実

- 平成17年の「大学院教育振興施策要綱」で示した改革の方向性と重点施策に関し、今後、その進捗状況の把握と課題の検証を実施。
- その上で、大学院教育の実質化、教員の意識改革、産業界等との連携について検討課題を整理。また、今後、大学院の量的規模を分野別・学位の種類別に検討。

#### ③学生支援・学習環境整備

- 就職相談等の学生の多様なニーズに対応する相談体制の充実を支援。
- 教育費負担の軽減について、総合的な支援策を推進。また、進学コスト等の見直し（ファイナンシャル・プラン）の作成を支援。



# 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について (平成20年12月24日中央教育審議会に諮問) <概要>

## 経済・社会の現状

- 経済のサービス化の進展など産業構造が変化
- 終身雇用・年功型賃金・新卒一括採用の変化、非正規雇用の増加など就業構造が変化
- 同世代の退職や国際競争の激化等に伴い、ものづくり等の人材育成が課題になる一方、企業内訓練は縮小

## 若者の現状

- 180万人を超えるフリーター、60万人を超える若年無業者
- 中卒で約7割、高卒で約5割、大学等卒で約4割が就職後3年以内に離職
- 学生・生徒の興味・関心、進路等が多様化  
(例えば、専門学校からも4割以上が高等教育機関に進学)

- 後期中等教育から高等教育にかけて、学校から社会・職業への円滑な移行に向けた対応が課題に
- 特に高等教育においては、職業に関するより実践的かつ高度な知識・技能の育成が課題に

- 教育基本法(H18.12改正):「教育の目標」として、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う」ことを規定
- 教育振興基本計画(H20.7閣議決定):「特に重点的に取り組むべき事項」として、「キャリア教育・職業教育の推進」を明示

## 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について、中央教育審議会に諮問

初等中等教育から高等教育を通じ、中長期的視点から、以下の点を中心に幅広く検討

- 学校から社会・職業への円滑な移行に必要な基礎的・汎用的能力の明確化と、発達段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方
- 普通科・専門学科・総合学科といった学科を超えて多様化する生徒のニーズに応じた職業教育の在り方  
(例えば、高等教育との接続の円滑化、専攻科の位置づけ)
- 職業に関する知識・技能の高度化が求められる中での各高等教育機関における職業教育の在り方  
(例えば、職業教育に特化した新たな高等教育機関の創設)

中央教育審議会では、総会直属の「キャリア教育・職業教育特別部会」を設置し、審議中

# 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(審議経過報告の構成)

## 現状と課題

### 若者の現状と課題

～勤労観・職業観の形成など、社会的・職業的自立、社会・職業への移行に向けた準備が不十分

### 経済・社会の現状と課題

～人材育成システムの変化、人材ニーズの高度化と迅速な育成の要請

### 学校の現状と課題

～社会・職業との関連や、実践性の薄さ

### 社会全体を通じた現状と課題

～職業教育の重要性に對する認識不足

## 改革の基本的方向性

勤労観・職業観をはじめ、社会的・職業的自立に必要な能力等を、義務教育から高等教育に至るまで体系的に身に付けさせるため、キャリア教育の視点に立ち、社会・職業とのかかわりを重視しつつ教育の改善・充実を図る。

我が国の発展のために重要な役割を果たす職業教育の意義を再評価し、職業教育を体系的に整備するとともに、その実践性を高める。

学びたい者が、いつでも、社会・職業において必要な知識・技能等について学び直したり、キャリアを変更することが可能となるよう、生涯学習の観点に立ち、キャリア形成支援の充実を図る。

## 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方

- 後期中等教育における学校制度の経緯とキャリア教育・職業教育の課題
- 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の基本的な考え方
- 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実と高等学校の在り方
- 専修学校高等課程(高等専修学校)におけるキャリア教育・職業教育の在り方

## 高等教育における職業教育の在り方

- 高等教育制度の経緯と職業教育の課題
- 高等教育における職業教育の充実の方向性
- 各高等教育機関における職業教育の充実と、職業実践的な教育に特化した枠組みの整備
- 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育の充実のための方策

## 各学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の在り方

- キャリア教育・職業教育の質の保証・向上

〔社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に共通して必要な能力等の明確化など〕

- 中途退学者等への支援

- 学校と産業界をはじめとする地域の連携、学校間や関係府省間等の連携

# 高等教育における職業教育の在り方

## 基本的な考え方

- ①人材育成・キャリア形成に関する高等教育機関の役割の見直しと、職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開
- ②職業教育の観点から各高等教育機関が果たす役割・機能の明確化と、それぞれの特性を生かした職業教育の充実
- ③教育界と産業界との連携・対話による、求められる人材像・能力等の共有と、求められる能力の育成につながる教育の充実

## 各高等教育機関における職業教育の充実の方向性

各高等教育機関の役割・機能を明確化し、養成する人材像に応じた職業教育の充実を促進

○大学・短大：養成する人材像に応じた職業教育の質の向上 等

- (学士課程：①企業等で幅広く活躍する職業人養成、②科学的・専門的知識を有する技術者養成、③業務独占資格を有する専門職養成、④芸術・体育等特定分野の専門家養成、⑤特定の職業を念頭に置かない職業・社会への準備教育等、短大は①③⑤に重点)

○高等専門学校：地域の産業界等との連携・促進による教育内容・方法の充実 等

○専門学校：制度的柔軟性を生かし、幅広いニーズに対応した多様な職業教育の展開 等

大学・短大・高専・  
専門学校における  
職業教育の充実

- 優れた職業教育の  
取組への支援等
- 職業教育充実の  
ための方策を検討

## 職業実践的な教育に特化した枠組みについての検討

### 新たな枠組みの必要性

- ① 職業実践的な学校教育を通じて人材育成・キャリア形成を行う高等教育機関の整備促進  
・諸外国の職業教育に関する高等教育機関の整備の状況も踏まえた高等教育システムの見直し  
・学術性を特段に問わない枠組みの制度化により、職業実践的な教育を行う機関の整備を促進
- ② 社会から求められる人材育成ニーズへの積極的な対応  
・経済社会活動のポリリズムゾーンをなす中堅人材として活躍する実践的・創造的な職業人の育成ニーズに積極的かつスピーディーに対応する必要
- ③ 高等教育全体における職業教育システムの構築  
・新たな枠組みの制度化が、各機関の職業教育の充実を促し、職業教育システム構築の契機に

## 職業実践的な教育に特化した枠組みの整備を検討する必要

### 新たな枠組みのイメージ

【教育課程】実習・実習等の割合を重視(例えば4割～5割)、インターンシップの義務付け、  
教育課程編成における企業等との連携の制度的確保など

【教員資格・教員構成】実務卓越性(実務知識・経験の有無、職業資格等)を重視

## 具体的な制度化の検討

### 【大学制度の枠組みの中での検討】

←2種類の大学を設けることにならないか。政策の方向性や国際通用性確保の観点から適当か。

### 【大学等と別の学校として検討】

←制度面、実体面から既存の大学等との関係をどう整理するか。  
←社会的な認知

→今後更に、大学・短期大学等における職業教育の充実方策を含め、総合的に検討していく必要

# 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告 概 要

## 検 討 の 背 景

- あらゆる看護ニーズに対応できる看護専門職養成を目指して、学士課程では保健師・助産師・看護師に共通の看護学の基礎を体系化して教授し、保健師・看護師国家試験受験資格取得を卒業要件としてきた。
- 医療・看護ニーズの変化・拡大に対応するため、教育の充実を図ってきた。
- 平成4年「看護師等の人材確保に関する法律」施行後、看護系大学が急増している。

## 大学における看護学教育の課題

- 学士課程で学生が身につけるべき学習成果の明確化が求められている。
- 学習内容の増加により、カリキュラムが過密化している大学がある。
- 学生の増加や実習施設の減少等により、実習施設の確保が困難となっている。
- 社会環境の変化により、実習内容が制限される傾向がある。

↓

今後の看護系大学の人材養成の在り方を明確にし、教育の質を保証する必要性

## 今後の大学における看護系人材養成の在り方

### 1) 大学における看護系人材養成の基本方針

- 学士課程段階では、長い職業生活においてあらゆる場、あらゆる利用者のニーズに対応できる応用力のある国際性豊かな看護系人材の養成を目指す。

#### <教育内容の見直しの方向性>

- ・看護系人材は人の支援に関わる専門職であることから教養教育を充実
- ・専門職として自発的な能力開発が継続できる素養や研究能力の基礎を涵養
- ・保健師・助産師・看護師に共通する看護専門職の基礎を教授
- ・看護ニーズの多様化等への対応や就労後の研修に効果的に接続できる教育内容を考慮

### 2) 大学における保健師及び助産師教育の在り方

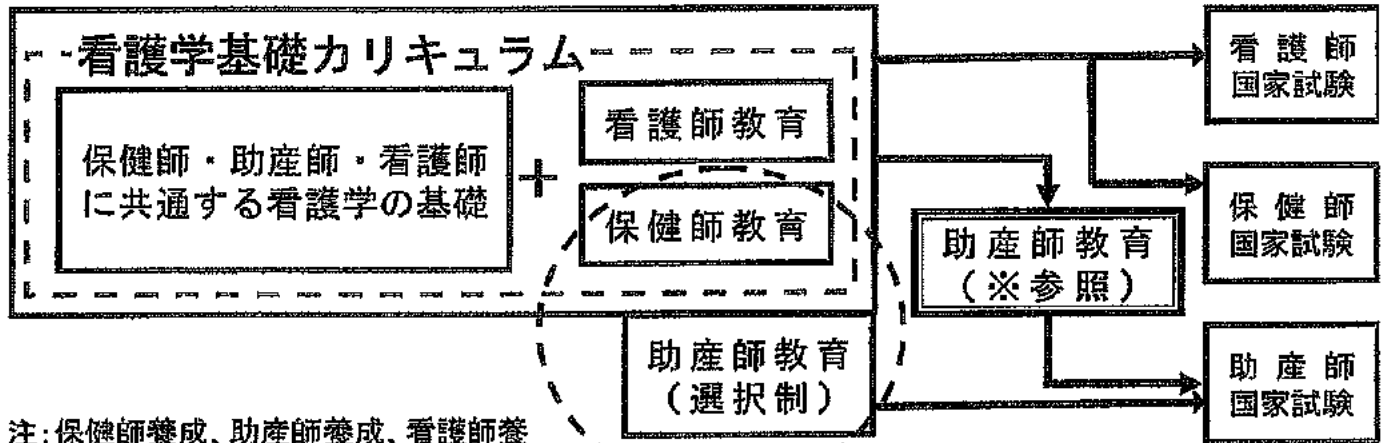
- 保健師教育については、大学による選択制の導入を可能とする。
- 大学は、学士課程、大学専攻科、大学院等それぞれの役割や教育理念を踏まえて、社会のニーズに応じた保健師や助産師教育の充実を図る。

## 今 後 の 検 討 課 題

- 「新たな看護学基礎カリキュラム」の具体的な内容やその質の保証の在り方について
- 今後の保健師教育・助産師教育の内容やその質の保証の在り方について
- 看護系大学院における高度専門職業人養成の具体的な在り方

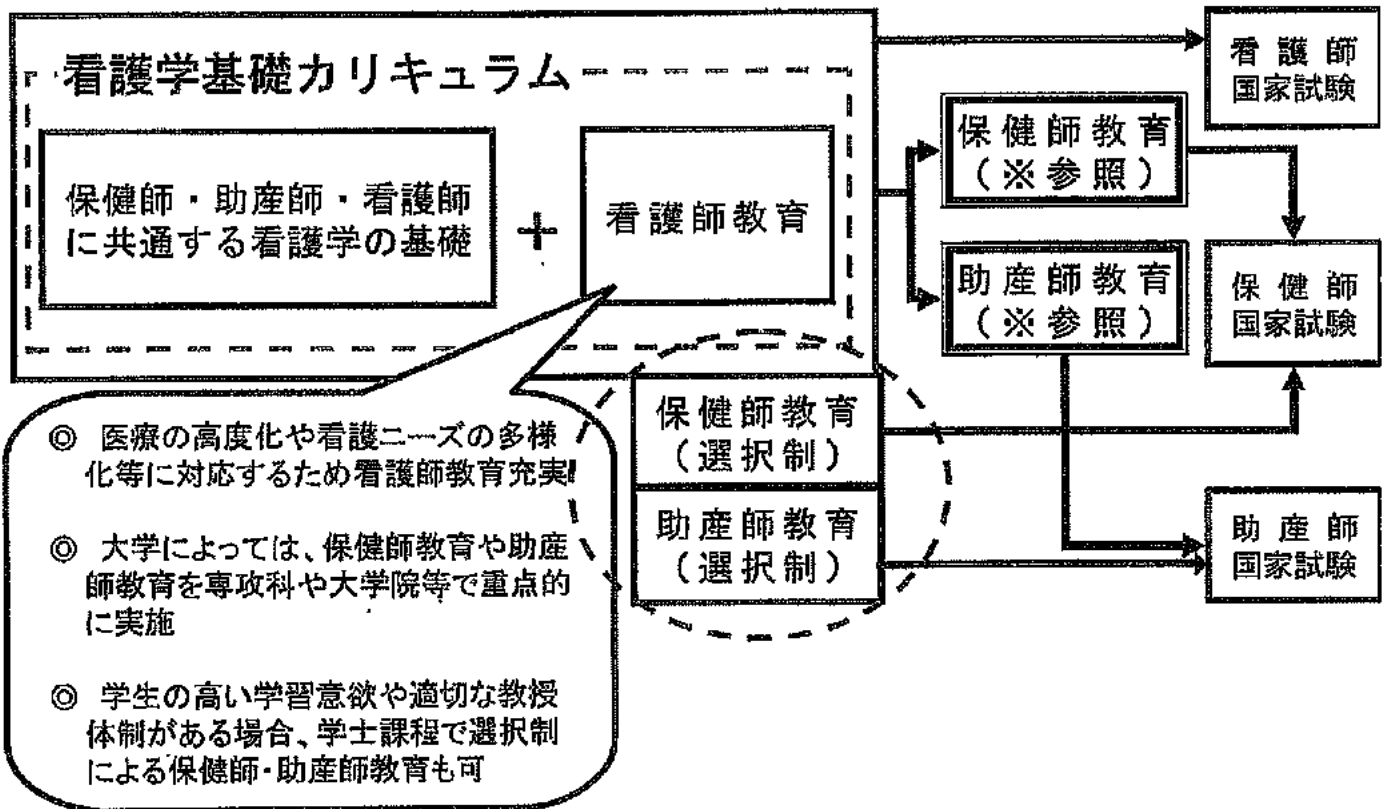
# 大学における「看護学基礎カリキュラム」の見直しについて

(現 状)



注：保健師養成、助産師養成、看護師養成に特化した教育をそれぞれ保健師教育、助産師教育、看護師教育とする。

(報告書に基づく保健師養成見直しイメージ)



※大学院、大学専攻科・別科、短大専攻科、専修学校における教育

戦後の私立大学振興に係わる諸動向

平成21年6月 日本私立大学協会

年次	団体・機関等	法律関係	補助金等
昭和21. 11. 3 昭和21. 12. 7	全国私立大学総学長会議で「全国私立大学連合」を創立	日本国憲法の公布 (S22. 5. 3施行)	
昭和22. 3. 31 昭和23. 3. 26	↓ 「日本私立大学協会」に改組	教育基本法(S22. 3. 31施行)・学校教育法(S22. 4. 1施行)の公布 学制改革6・3・3・4制実施(S23) 大学基準の公表(S23)	
昭和24. 6. 31 昭和24. 12. 15		文部省設置法の公布 私立学校法の公布、施行	自主性の確保…自主性を重んずる教育行政の確立(私立大学審議会の設置) 公共性の昇揚…「学校法人」制度の創設 私学への公的財政援助を可能に…その後の私学関係者の努力で実現・拡充 (憲法第89条を明文化して私学助成の根拠の明確化)
昭和27. 3. 27 昭和27. 3. 28	私立学校振興会の設立	私立学校振興会法の公布、施行	政府出資金による融資の開始
昭和28. 8. 21 昭和29. 1. 1	私立学校教職員共済組合の設立	私立学校教職員共済組合法の公布	教職員への 長期給付への補助金導入実現 短期給付への補助金導入実現 私立大学研究基礎設備助成補助金の実現 (科研費中から独立させて)
昭和28年度			
昭和31. 6. 5	私学研修福祉会の設立		研修事業への助成金を実現 (私立学校振興会の剰余金から)
昭和31. 10. 22 昭和32. 3. 30		大学設置基準の省令化 私立大学の研究技術に対する国の奨励に資する法律の制定	私立大学研究設備助成補助金の確立 私立大学理科学特別助成補助金(経常費補助に統合) 学生寄宿舎建設費への融資制度 医歯系大学付属病院への融資制度 私立大学等幼稚園教員養成課程設備費補助金(経常費補助に統合) 私立大学奨学事業融資制度 私立大学等教育研究費補助金(経常費補助に統合) 私立大学等経常費補助金の確立
昭和31年度～53年度 昭和34年度 昭和34年度 昭和42年度～41年度 昭和49年度 昭和43・44年度 昭和45年度～			
昭和45. 5. 18 昭和45. 7. 1	日本私学振興財団の設立(私立学校振興会を改組)	日本私学振興財団法の公布、施行	補助金の配分・融資
昭和46. 4. 1 昭和50. 7. 11		学校法人会計基準の省令化 私立学校振興助成法の公布	
昭和56. 8. 28 昭和58年度	私立大学退職金財団の設立		私大の退職金掛金への補助実現(経常費補助の特別補助で) 私立大学・大学院等教育研究装置施設設備費補助
昭和59. 4. 17 昭和62年 平成 3. 7. 1	日本私立大学団体連合会の設立 —大学審議会、大学設置・学校法人審議会発足—	大学設置基準等の改正(大綱化)施行	
平成 8年度 平成 9年度		第1期科学技術基本計画(8～12年度)	私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業 私立学校施設高度化推進事業費補助(利子補給事業) 学術フロンティア推進事業、私立大学ジョイント・サテライト事業 私立大学創造教育推進モデル事業
平成 9. 6. 9 平成10. 1. 1 平成10年度 平成11年度 平成11. 5. 14	日本私立学校振興・共済事業団の設立 (日本私学振興財団・私立学校教職員共済組合の統合)	日本私立学校振興・共済事業団法の公布	(補正予算 私立大学等における「65歳」以降施設等の整備)
平成12年度		行政機関の保有する情報の公開に関する法律の公布(H13. 4. 1施行)	私立大学等教育・学習方法高度情報化推進事業 私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業 バイオ・ベンチャー研究開発拠点整備事業(平成14年度廃止) バリアフリー推進事業
平成13. 1. 6 平成13年度 平成13. 12. 19		—省庁再編：文部科学省— 第2期科学技術基本計画(13～17年度) 特殊法人等整理合理化計画(閣議決定)	オープン・リサーチ・センター整備事業 私立大学等バーチャル・ユニバーシティ推進事業 私立大学等最先端IT基盤総合整備事業 私立大学教育研究高度化推進特別補助(国の直接補助) 産学連携研究推進事業・サイバーキャンパス整備事業 21世紀COEプログラム 特色ある大学教育支援プログラム
平成14年度 平成14. 12. 8		構造改革特別区域法の公布	
平成16年度 平成15. 5. 30 平成15. 7. 16 平成15. 10. 1 平成16年度 平成16. 4. 1 平成16. 4. 1 平成16. 5. 12	日本私立学校振興・共済事業団は、特殊出入等整理合理化計画により共済組合類型の法人として整理、助成業務は独立行政法人に準じた管理手法を執る	個人情報保護に関する法律成立(H17. 4. 1施行) 国立大学法人法・地方独立行政法人法等の公布(H16. 4. 1施行)	
平成17年度 平成16年度 平成18. 4. 29		国立大学の法人化 構造改革特別区における株式会社立大学の設置 私立学校法の一部を改正する法律の公布(H17. 4. 1施行)	国公立大学を通じた大学教育改革の支援 (特色ある大学教育支援プログラム、現代的教育ニーズ取組支援プログラム、海外先進教育研究実践支援プログラム、法科大学院専門職大学院の形成支援、21世紀COEプログラム)
平成17年度 平成18年度 平成18. 4. 29		私立学校教員の雇用保険加入問題 第3期科学技術基本計画(18～22年度) 被用者年金一元化(閣議決定)―私学共済の1・2階部分が平成30年度までに厚生年金に一元化 政府系金融機関改革	大学院教育振興施策要綱(18～22年度) 職入職出一体改革
平成18. 6. 15 平成18. 12. 15 平成19年度 平成20年度		学校教育法等の一部を改正する法律(H18. 6. 21公布、H19. 4. 1施行) 教育基本法の改正(H18. 12. 22公布・施行)	特別補助を改組・メニュー化
平成21年度		教育振興基本計画(20. 7. 1閣議決定) 「留学生30万人計画」骨子策定 (閣僚懇談会に報告：20. 7. 20)	私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 (私立大学学術研究高度化推進事業の見直し) 経済危機対策(1兆4,000億円)